

交 企 第 4 3 9 号
令 和 元 年 1 2 月 1 2 日

交通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

審査基準等の改定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（令和元年国家公安委員会規則第8号）の施行に伴い、並びに「「行政手続コスト」削減のための基本計画」を踏まえた取組の推進について」（平成30年4月3日付け警察庁丁総発第180号ほか）を踏まえ、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準について別添のとおり改定し、本年12月14日から施行することとしたので、誤りのないように対応されたい。

記

- 1 審査基準及び標準処理期間の改定概要（別添1）
 - (1) 法第4条関係（自動車運転代行業の認定）
 - (2) 法第5条第5項関係（認定証の再交付）
 - (3) 法第8条第3項関係（認定証の書換え）
- 2 処分基準の改定概要（別添2）
 - (1) 法第7条第1項関係（自動車運転代行業の認定の取消し）
 - (2) 法第24条第1項関係（自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令）
 - (3) 法第25条第2項第3号関係（自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令）

担当：交通企画課事故分析係

審 査 基 準

令和元年12月12日作成

法 令 名 :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 :	第4条
処 分 の 概 要 :	自動車運転代行業の認定
原権者(委任先) :	青森県公安委員会
法 令 の 定 め :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条(自動車運転代行業の要件)
審 査 基 準 :	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。</p> <p>1 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。</p> <p>注1：暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。</p> <p>注2：暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。</p> <p>2 同条第8号に該当する場合とは、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。</p>
標 準 処 理 期 間 :	45日
申 請 先 :	申請書は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署の交通課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 :	警察本部交通部交通企画課(017-723-4211)又は各警察署の交通課
備 考 :	

審 査 基 準

令和元年12月12日作成

法 令 名 :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 :	第5条第5項
処 分 の 概 要 :	認定証の再交付
原権者(委任先) :	青森県公安委員会
法 令 の 定 め :	国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第7条(認定証の再交付の申請)
審 査 基 準 :	判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 :	14日
申 請 先 :	申請書は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署の交通課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 :	警察本部交通部交通企画課(017-723-4211)又は各警察署の交通課
備 考 :	

審 査 基 準

令和元年12月12日作成

法 令 名 :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 :	第8条第3項
処 分 の 概 要 :	認定証の書換え
原権者(委任先) :	青森県公安委員会
法 令 の 定 め :	国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第10条(認定証の書換えの申請)
審 査 基 準 :	判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 :	14日
申 請 先 :	申請書は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署の交通課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 :	警察本部交通部交通企画課(017-723-4211)又は各警察署の交通課
備 考 :	

処 分 基 準

令和元年12月12日作成

法 令 名 :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 :	第7条第1項
処 分 の 概 要 :	自動車運転代行業の認定の取消し
原権者(委任先) :	青森県公安委員会
法 令 の 定 め :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条(第7号及び第8号を除く。)(自動車運転代行業の要件)、第4条(認定)
処 分 基 準 :	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先 :	警察本部交通部交通企画課 017-723-4211 各警察署の交通課
備 考 :	

処 分 基 準

令和元年12月12日作成

法 令 名 :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 :	第24条第1項
処 分 の 概 要 :	自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令
原権者(委任先) :	青森県公安委員会
法 令 の 定 め :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条(第7号及び第8号を除く。)(自動車運転代行業の要件)、第4条(認定)、第5条第3項(認定拒否の通知)、第7条第1項(認定の取消し)
処 分 基 準 :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先 :	警察本部交通部交通企画課 017-723-4211 各警察署の交通課
備 考 :	

処 分 基 準

令和元年12月12日作成

法 令 名 :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 :	第25条第2項第3号
処 分 の 概 要 :	自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令
原権者(委任先) :	青森県公安委員会
法 令 の 定 め :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条(第7号及び第8号を除く。)(自動車運転代行業の要件)、第4条(認定)、第5条第3項(認定拒否の通知)、第7条第1項(認定の取消し)
処 分 基 準 :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先 :	警察本部交通部交通企画課 017-723-4211 各警察署の交通課
備 考 :	